

防災行政広報無線の 時報放送の音質が 変わります



市では、今年度から3カ
年計画で防災行政広報無線
のデジタル化工事を順次実
施しています。
3月6日(月)からは一
部の地域で、新しい設備に
よる放送が始まります。こ
れに伴い、午後5時の時報
放送の音質が変わります。
なお、放送時間の変更はあ
りません。
消防本部予防課防災
担当。

便利です! 「えびな安全・安心メールサービス」

登録は ebn・i @ posh.jp あて空メールを送信。詳しくは、市ホームページまたは市生活安全課へ

介護保険被保険者証を更新

現在、65歳以上の第1号被保険者の
方と、40歳から64歳の方で要介護認定
を受けている第2号被保険者の方に交
付している介護保険被保険者証(ピン
ク色)が、3月31日(金)で有効期間
が満了となります。

**3月中旬～下旬
配達記録郵便で**

新しい被保険者証(水色)は、3月
中旬から下旬に、対象者へ配達記録郵
便で送ります。

配達時に不在の場合は不在通知を投
函しますので、指定の期間内に郵便局
へご連絡ください。

現在、要介護認定を受けている
方は、今回の被保険者証更新によ
り、要介護認定の認定期間等が変
更になることはありません。

高齡福祉課介護保険担当。

市政の 現場から

自治体の事務事業の中

で広報活動はかなり重要
な位置を占めるもので、
行政事業を実施するにあ
たって市民の皆様へお知
らせすることは山ほどあ
り、効果的な広報PRは
不可欠です。

さて、広報の手段とし
て最も知られているのは、
この「広報えびな」だと思
いますが、市の広報活
動全体を見渡すと広報え
びなは単にその一部に過
ぎません。

自治体の広報手段は、
第一に新聞、テレビなど

各報道機関であり、これ
には速報性とともに第三
者としての客観性がある
うえ、その報道範囲の広
さや市民の信頼感から最
も重要な広報媒体である
と考えます。

そして、これらマスコ
ミの次に位置するのが市
の広報やホームページ、

広報活動

各種刊行物です。これら

は報道各社が報道した内
容を補足したり、各社が
取り上げなかったけれど
も市民にとって必要な市
の情報を詳しく伝える手
段です。

しかし、通常の宣伝に
マスコミを活用する一方、
自分にとって不利な事件、

事故が起こった場合にマ
スコミ対策に苦心するさ
まざまな組織の様子は皆
様もご存知と思います。
このようにマスコミは
「諸刃の剣」的な性格を
持っていますが、市とし
ては「良いことも悪いこ
とも等しく発表・公表し
ていく」ことを基本原則

としています。

なぜなら、マスコミの
論調は一般市民の見方を
代弁していると考えられ
るからで、私の「市民の目線
で行政を」という姿勢を
維持するためにも重要な
意味を持っていると考え
るからです。

マスコミに対して、市

市長 内野 優

障害福祉課 からの お知らせ

●「精神通院医療費負担制度」を
「自立支援医療制度」に変更

4月から精神通院医療費
公費負担制度は、自立支援
医療制度に変更されます。
申請手続きを忘れずに
対象の方には案内を郵
送していますので、変更
申請がお済みでない方は、
障害福祉課へお越しくだ
さい。なお、変更申請を
すると医療費の自己負担
が1割になります。申
請のない場合は3割負担
となりますのでご注意ください。
※申請から受給
者証が送付されるまで1
カ月かかります。

●身体障害者年金・特別福祉年金は
「障害者福祉手当」に

市では身体障害者手帳・
療育手帳をお持ちの方に
毎年、支給していた「海
老名市身体障害者年金」・
「海老名市特別福祉年金」
を来年度から「海老名市
障害者福祉手当」と名称
変更し、受給資格要件と
支給額を変更します。

▽資格 今年7月1日
現在市内に居住しており、
次の①②③のいずれかに
該当し、当該年度の市民税
が非課税である世帯の方。
①身体障害者手帳1級～3
級をお持ちの方
②療育手帳をお持ちの方
または児童相談所等で知
能指数75以下と判定され
た方
③障害者手帳(精神障害
者保健福祉手帳)1級ま
たは2級をお持ちの方。
▽支給額
①身体障害者手帳1級ま
たは2級、療育手帳Aま
たは知能指数35以下、障
害者手帳(精神障害者保
健福祉手帳)1級の方は、
年額3万6000円
②身体障害者手帳3級、
療育手帳Bまたは知能指
数が支給されます。
▽申請 支給要件に該
当する方は、毎年7月1
日～31日に障害福祉課で
申請を受け付けます。今
後は申請がないと支給要
件に該当しても支給が受
けられませんのでご注意
ください。

●お気軽にどうぞ
障害児者と家族の相談窓口

市にお住まいの身体障
害児者と知的障害児者、
その家族の相談に応じる
ため、県の総合相談窓口
「サポートセンター花音
(かのん)」の出張相談を
市障害福祉課で開設して
います。

毎日の生活の中で困っ
ていることや心配なこと
などをお気軽にご相談く
ださい。また、4月から
スタートする障害者自立
支援法についての相談に
も応じます。
▽日時 毎週水曜午後
1時～5時
▽場所 同
課相談室。
申 事前に電話または
直接、同課サポートセ
ンター花音(☎233・95
05)へ。

●次の2手当もお問い合わせください

市では該当する障害者
の方に、次の手当を支給
しています。どちらも障
害の程度・所得の制限が
ありますので、受給を希
望する方は、障害福祉課
へお問い合わせください。

◆障害児福祉手当

常時、介護が必要な在宅
の20歳未満の重度障害児の
方に月額1万4430円の
手当を支給します。

◆特別障害者手当

常時、特別な介護が必
要な在宅の20歳以上の特
別重度障害者に、月額2

●聴覚障害の方へ
手話
サービス
など

市では、聴覚障害者に手
話通訳者と要約筆記員の派
遣などを実施しています。

◆手話通訳者と
要約筆記員を派遣

市内在住の聴覚・音声・
言語機能障害の手帳をお持ち
の方が、公的機関や医療
機関等へ行くため、通訳を
必要とする時に派遣してい
ます。

希望日の7日前まで
に、ファクスまたは直接障
害福祉課へ。

◆金曜に手話通訳を配置

市役所で相談や手続きを
する際にご利用ください。
▽日時 毎週金曜午後1
時～5時
▽場所 障害福
祉課。

同課(☎233・573
1)。